

# 肝炎治療特別促進事業の受給者証の交付を受けている患者の核酸アナログ製剤治療に係る通院医療費について

## 核酸アナログ製剤治療について

- 核酸アナログ製剤は不用意に中止すると急速にウイルスが増殖し、大きな肝炎を起こす場合があるため、原則として止めずに服用を続ける必要があります。
- 核酸アナログ製剤を服用している患者は、肝がん・重度肝硬変の治療を行う場合も原則として服用の継続が必要であるため、核酸アナログ療法に係る医療費は、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の対象医療に含めることができることとしています。

## 肝炎治療特別促進事業との関係（考え方）について

- 肝炎治療特別促進事業では、核酸アナログ療法に係る医療費の自己負担額が月1万円を超えた部分について医療機関等の窓口で現物給付の処理により公費助成されるため、患者の自己負担額は月1万円となり、患者の窓口負担が軽減されます。
- 患者が肝炎治療特別促進事業の受給者証の交付を受けている場合は、核酸アナログ療法に係る医療費については、肝炎治療特別促進事業の助成がなされるため、核酸アナログ療法に係る医療費の自己負担額が月1万円を超え、肝炎治療特別促進事業による助成がなされる部分については、公費による二重の助成とならないよう、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の対象となりません。

## 医療機関及び保険薬局の窓口での対応（具体的な事務処理手順）

### 1. 医療費の記載方法について

- 肝炎治療特別促進事業の受給者証の交付を受けている患者で、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の対象となる分子標的薬を用いた化学療法と肝炎治療特別促進事業の対象となる核酸アナログ療法を同じ医療機関で同日に処方を受ける患者に、窓口で下記の書類の提示を求めてください。
  - ・肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業：「医療記録票」
  - ・肝炎治療特別促進事業：「肝炎治療自己負担限度月額管理票」
- この場合、医療機関及び保険薬局の窓口では、先に核酸アナログ療法に係る医療費（初診料、再診料、検査費等を含む肝炎治療特別促進事業で当該事業の対象とされている医療費に係る自己負担額。）を「肝炎治療自己負担限度月額管理票」に記載し、残りの医療費について「医療記録票」に記載します。

### 2. 医療記録票のB欄（月数カウント欄）の記載について

- 分子標的薬を用いた化学療法を導入するタイミング（月初めか、月末か等）によっては、「肝炎治療自己負担限度月額管理票」に記載された医療費と「医療記録票」に記載された医療費の合算で初めて高額療養費算定基準額を超えることもありますが、一般には分子標的薬を用いた化学療法に係る医療費のみで高額療養費算定基準額を超えることから「医療記録票」のB欄（月数カウント欄）に記載する内容については、医療機関や保険薬局の窓口事務の簡素化のため、「医療記録票」に記載された医療費のみで判断してください。
- なお、「肝炎治療自己負担限度月額管理票」に記載された医療費と「医療記録票」に記載された医療費の合算で初めて高額療養費算定基準額を超えるものがあつたかどうかは、参加者証の交付申請等の処理時に都道府県において確認することとします。

# 肝炎治療特別促進事業の受給者証の交付を受けている患者の核酸アナログ製剤治療に係る通院医療費について

## 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の対象となる核酸アナログ製剤治療に係る通院医療費の範囲

**肝炎治療特別促進事業の受給者証の交付を受けていない患者**

初診料、検査費用等

核酸アナログ製剤費用

分子標的薬に係る医療費

**肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業**

**肝炎治療特別促進事業の受給者証の交付を受けている患者**

核酸アナログ療法に係る医療費の自己負担額が**1万円以下**の場合

初診料、検査費用等

核酸アナログ製剤費用

分子標的薬に係る医療費

**肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業**

核酸アナログ療法に係る医療費の自己負担額が**1万円を超える**場合

初診料、検査費用等

核酸アナログ製剤費用

1万円を超える部分は、肝炎治療特別促進事業で公費助成。

肝炎治療特別促進事業における自己負担額1万円と計算

分子標的薬に係る医療費

**肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業**

○医療記録票に記載する範囲  
核酸アナログ療法に係る医療費も「医療記録票」に記載。

○医療記録票に記載する範囲  
核酸アナログ療法に係る医療費は「肝炎治療自己負担限度月額管理票」※に記載し、残る医療費は「医療記録票」に記載。  
※肝がん事業の償還請求の際の患者が添付する資料に「肝炎治療自己負担限度月額管理票」の写しを追加し、都道府県での償還請求額の計算の際に対象額を確認。